

産業政策課後援名義使用承認等に関する審査基準

(趣旨)

第1条 本基準は、「奈良市後援名義の使用承認等に関する要綱（平成24年4月1日告示第121号。以下「市要綱」という。）」に基づき、産業政策課が所管する事務（商工業振興、伝統産業振興、創業支援、就労支援、企業誘致、消費生活行政等）に関連する事業の後援名義使用承認について、必要な審査基準及び手続を定めるものとする。

(承認基準の追加項目)

第2条 産業政策課が後援を行う事業は、市要綱第3条に掲げる基準を満たすほか、次の各号のいずれかに該当し、本市産業の活性化に寄与すると認められるものとする。

- (1) 市内中小企業、伝統工芸作家等の販路開拓、製品周知、又は技術継承に直接寄与するものであること。
- (2) 起業家精神の醸成、創業支援、又は多様な働き方の普及啓発に資するものであること。
- (3) 本市の産業資産（伝統工芸、地場産業等）の魅力を広く内外に発信するものであること。
- (4) 消費者教育・啓発に資する事業、適正な取引の確保等、消費生活の向上に資するものであること。

(物品の販売を伴うイベント形式事業における市内事業者比率)

第3条 展示販売会、マルシェ等の物品の販売を伴うイベント形式の事業において後援を行う場合は、前条の規定に加え、次の要件を満たさなければならない。

- (1) 市内事業者比率：全出展者のうち、過半数（50%以上）が市内に本店又は主要な事業所を有する事業者、又は市内に活動拠点を置く工芸作家・職人であること。ただし、前条に基づき、本市産業の活性化の寄与について特に認められる事業（広域的な集客効果が見込まれるもの、本市産業のブランド向上に資するもの等）についてはこの限りではない。
- (2) 専門性の担保：出展者は、生業として当該活動を行う事業者又は作家であることを原則とし、単なる不用品等売買（フリーマーケット等）を主目的とするものでないこと。
- (3) 証明書類：申請時に「出展予定者名簿（所在地明記）」を提出し、事業終了後の実績報告時に「出展者名簿（実績）」を提出すること。

(審査)

第4条 後援名義使用承認の可否は、提出された申請書類に基づき産業政策課において総合的に判断し、審査する。

(公共空間利用時における厳格基準)

第5条 駅前広場その他の公共空間を使用する事業については、周辺環境への影響を考慮

し、次の各号を承認の条件とする。

- (1) 騒音対策：音響機器（マイク、スピーカー等）を使用する場合、又はライブ演奏等を行う場合は、音量抑制策、スピーカーの設置方向、近隣住民等への周知計画を記した書面を提出すること。
- (2) 現場責任：開催期間中、騒音、ゴミ、交通阻害、公共施設の使用方法等の苦情が発生した際に即座に対応できる責任者を現場に配置すること。
- (3) 清掃：会場及び周辺の清掃を主催者の責任において行い、発生したゴミはすべて持ち帰ること。
- (4) 関係法令に基づく許可、届出等（道路使用許可、消防関係手続等）を適切に行うとともに、必要に応じて損害賠償保険に加入すること。

（承認の取り消し及び次年度以降の制限）

第6条 承認を受けた事業において、次の各号のいずれかに該当する事象が発生したときは、市要綱第7条に基づき承認を取り消すものとする。

- (1) 市民等から、本基準その他関係法令に照らし合理性が認められる苦情を受け、当該事実が確認されたとき（周辺環境に影響を及ぼすおそれのある内容の追加又は変更について、事前の協議がなされていない場合を含む）。
- (2) 事前の届出に虚偽があり、第2条、第3条に定める要件を満たさないことが判明したとき。
- (3) 会場周辺の環境悪化（ゴミ放置等）を招き、改善勧告に従わなかったとき。

2 前項各号に該当し、承認の取り消し又は嚴重注意を受けた団体については、改善が認められない限り、原則として次年度以降の後援名義申請を承認しないものとする。

（報告義務）

第7条 名義使用者は、事業終了後30日以内に報告書を提出しなければならない。報告には、次の書類を添付するものとする。

- (1) 事業実施報告書（実施内容、本市の産業活性化への寄与及び実施効果を記載すること）
- (2) 収支決算書（入場料・参加料等を徴収した場合は、その旨を明記すること）
- (3) 事業の実施状況がわかる写真
- (4) 出展者一覧（実績）（所在地が確認できるもの）
- (5) 周辺住民等からの苦情の有無及び対応結果